©いなりん

パートナーシップ宣誓制度を導入しました！

豊川市は、多様な生き方をお互いに認め合い、
誰もが心豊かに暮らせる生活環境づくりを目指しています。
性的マイノリティの方が、明るくいきいきと暮らすための施策として、
令和４年７月１日より「豊川市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。
婚姻制度とは異なりますが、市として2人の想いと関係を尊重するものであり、
多様な性への理解促進につながると考えています。

※性的マイノリティ…「身体の性」と「心の性」が一致しない人や、同性を好きになる人、恋愛対象が女性にも男性にも向いている人などのこと。

パートナーシップ宣誓制度って何？

一方又は双方が性的マイノリティである２人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したパートナーシップの関係にあることを宣誓し、豊川市長がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度です。

宣誓すると、どうなるの？

「２人が互いを人生のパートナーとして協力し合う」と約束した事実を、市が認めたことを証するものとして、受領証や受領証カードが交付されます。

受領証等を提示することで･･･

- 市営住宅への入居申請
- 救急搬送証明書の交付

などが可能になり、一定の範囲で家族と同等の取り扱いになることがあります。

宣誓までの流れ

STEP 1 メールまたは電話で事前予約

↓

STEP 2 必要書類を提出し、２人でパートナーシップ宣誓！

↓

STEP 3 受領証等の受け取り

パートナーシップ宣誓書受領証カード

ＡＬＬＹ（アライ）になろう！

多様な性を理解し、性的マイノリティの方に共感し、応援する人のこと。

何か大きな活動をしなくても、「男らしい･女らしい」を「〇〇さんらしい」と言い換えてみるなどの気配りで、ALLYとしての大切なアクションになります。

「豊川市パートナーシップ宣誓制度」について、詳しくは豊川市ホームページからガイドブックをご覧ください！

【問合せ先】　豊川市役所 人権生活安全課 人権推進係
開庁日時　月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）　午前８時30分～午後５時15分
電話：0533-89-2149　　FAX：0533-89-2125　　メール：jinken@city.toyokawa.lg.jp